

A表

人口の推移(人)

	H25. 3末	H24. 3末	H23. 3末	H22. 3末	H21. 3末
0～9歳	5,679	5,902	6,089	6,305	6,542
10～19歳	7,649	7,775	7,846	7,919	7,940
20～29歳	8,177	8,291	8,454	8,689	8,920
30～39歳	9,031	9,548	10,084	10,480	10,904
40～49歳	10,544	10,400	10,179	9,895	9,733
50～59歳	8,549	8,555	8,759	9,179	9,781
60～69歳	11,043	11,230	11,484	11,520	11,149
70～79歳	8,078	7,850	7,346	7,016	6,785
80～89歳	3,321	3,134	3,038	2,915	2,783
90～99歳	674	634	622	573	573
100歳以上	24	27	25	21	21
計	72,769	73,346	73,926	74,512	75,131

※人口は、外国人を含む総人口

B表

人口増減の主な要因(人)

	H25. 3末	H24. 3末	H23. 3末	H22. 3末	H21. 3末
転入	2,224	2,126	2,526	2,460	2,644
出生	517	605	610	535	584
増の計	2,741	2,731	3,136	2,995	3,228
転出	2,621	2,613	2,973	3,057	3,085
死亡	651	656	644	656	600
減の計	3,272	3,269	3,617	3,713	3,685
差引	-531	-538	-481	-718	-457

※人口増加のその他の要因・・・帰化、回復(職権消除等の回復)

※人口減少のその他の要因・・・職権消除、外国への帰化

## ○パスポート（旅券）発給事務の一部事務移譲について

### 【事務内容】

大阪府が行っているパスポート（旅券）発給事務の一部を事務移譲を受けて、市区町村が行う。市区町村の事務としては、一般旅券の申請（新規・訂正・査証欄の増補）受付、交付などを行う。

### 【事務移譲の現状】

府下で既に事務移譲を受けている市 15市（平成25年10月1日現在）  
（堺、高槻、東大阪、枚方、富田林、寝屋川、河内長野、大阪狭山、箕面、豊中、池田、茨木、松原、守口、羽曳野）

中部9市では、6市（東大阪、富田林、河内長野、大阪狭山、松原、羽曳野）

今後事務移譲を受ける市 1市（摂津）平成26年1月事務開始予定。

大阪府のパスポート（旅券）発給事務の市町村移譲については、阿倍野分室を平成26年9月末で閉鎖するとの大阪府の方針から、阿倍野分室を利用する機会の多い中部9市、南大阪の各市での推進が急がれており、中部9市においては、既に実施している市が6市であり、本市を含め3市（柏原、八尾、藤井寺）が未実施となっている。

### 【柏原市として】

大阪府の事情により阿倍野分室の閉鎖が決定されたが、本市としては、市民の利便性とサービスの向上を鑑みて、早い時期の実施が必要と考えている。

事務の開始時期としては、平成26年10月実施の予定で準備を進めていきたい。

ちなみに、柏原市民のパスポート（旅券）発給申請件数は、平成23年度が2448件、平成24年度で2184件となっており、月平均約200件となっている。

### 【事務移譲に伴う経費】

事務移譲に伴う平成26年度の経費としては、人件費、備品購入費、消耗品費等で約480万円を見込んでいる。

大阪府からの事務移譲にかかる交付金としては、初年度の初期的経費（備品等準備金）として643,000円、各年度の交付金として、実績件数にかかる事務費、経常的経費（人件費分）、固定経費があり、平成24年度の本市の申請件数等で計算すると、合計で約180万円が交付されることになる。

### 【今後の見通し】

大阪府の動向を見ても、過去5年間の申請件数は、ほぼ横ばいであることから、柏原市においても同様と考えられ、月平均200件程度が見込まれる。

### 【事務移譲に向けて】

本事業は、国と大阪府の調整を経る必要があり、発給事務の本市への事務移譲については、事務開始予定年度の前年度中に大阪府に事務移譲の申請をする必要があるため、大阪府への事務移譲申請を企画調整課において平成25年度中に行う。

実務担当の市民課としては、事務に伴う人員の確保、事務を行う場所の設定や備品等の準備のため、平成26年度予算の確保を行う。

業務実施にあたっては、上記の他に大阪府の証紙と収入印紙の売り捌きが必要となる。また、担当職員の研修会が2週間必要となるため、人員の確保は必須となる。

### 【受給資格者】

パスポート（旅券）の受給資格は、日本国籍を有し、柏原市に住民登録をしている者に限られる（ただし、他市に住民登録があっても、単身赴任等で柏原市に居住している事実が証明できれば申請可能）。